

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和5年3月31日

金曜日

号外(18)

目次

条 例

- | | |
|-----------------------------------|---|
| ○富山県税条例の一部を改正する条例 | 1 |
| ○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例 | 6 |

条 例

富山県税条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第24号

富山県税条例の一部を改正する条例

富山県税条例（昭和29年富山県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第34条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第68条第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「第10項」を「第14項」に改める。

第137条第4号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律」に、「第147条第1号イ」を「第151条第1号イ」に改め、同条第5号中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第145条第1項」を「エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第149条第1項」に改める。

附則第4条中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の6の3第1項中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「掲げる軽油自動車」の次に「（第138条の2第1項第6号に規定する軽油自動車をいう。以下この項及び附則第6

条の7において同じ。)」を加え、「令和5年3月31日」を「令和5年12月31日」に改め、同項を同条第2項とする。

附則第6条の6の5第2項を削る。

附則第6条の6の6第1項から第3項までの規定中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 車両総重量（道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項及び第6項において同じ。）が8トンを超えるトラック（省令附則第4条の11第11項に規定する被けん引自動車を除く。次項及び第6項において同じ。）であつて、同法第41条第1項の規定により令和4年5月1日以降に適用されるべきものとして定められた左側面への衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び次項において「側方衝突警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第9項に規定するもの（次項において「側方衝突警報装置に係る保安基準」という。）及び同法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた前方障害物との衝突に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項及び第6項において「衝突被害軽減制動制御装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で省令附則第4条の11第10項に規定するもの（第6項において「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもののうち、側方衝突警報装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令附則第4条の11第8項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該自動車の取得が令和6年4月30日までに行われたときに限り、同条中「(という。)」とあるのは、「(という。)から350万円を控除して得た額」とする。

附則第6条の6の6第5項を削り、同条第6項中「(省令附則第4条の11第18項に規定する被けん引自動車を除く。)」を削り、「附則第4条の11第17項」を「附則第4条の11第12項」に、「令和5年3月31日」を「令和6年4月30日」に改め、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 乗用車（省令附則第4条の11第14項に規定するものに限る。）、バス（省令附則第4条の11第15項に規定するものに限る。）又は車両総重量が3.5トンを超え

るトラックであつて、道路運送車両法第41条第1項の規定により令和7年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもののうち、衝突被害軽減制動制御装置を備えるもの（省令附則第4条の11第13項に規定するものに限る。）で初回新規登録を受けるものに対する第138条の3の規定の適用については、当該自動車の取得が令和7年3月31日までに行われたときに限り、同条中「という。）」とあるのは、「という。）」から175万円を控除して得た額」とする。

附則第6条の6の6第7項中「附則第4条の11第19項」を「附則第4条の11第16項」に改める。

附則第6条の7第1項各号列記以外の部分中「電気自動車をいう。以下この条」を「電気自動車をいう。次項第1号」に、「天然ガス自動車をいう。以下この条」を「天然ガス自動車をいう。次項第2号」に、「以下この条及び次条」を「次条」に改め、同項第1号中「ガソリン自動車（以下この条）」を「ガソリン自動車（次項第4号及び第3項第1号）」に、「同項第5号」を「同条第1項第5号」に、「石油ガス自動車（以下この条）」を「石油ガス自動車（次項第5号及び第3項第2号）」に、「平成22年3月31日」を「平成25年3月31日」に改め、同項第2号中「平成24年3月31日」を「平成27年3月31日」に改め、同条第2項及び第3項を削り、同条第4項中「（自家用の乗用車及び自家用の特種用途車を除く。）」及び「、当該自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には令和4年度分の自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、「、当該各号に掲げる自動車の区分に応じ」を削り、「当該各号に定める字句」を「同表の第4欄に掲げる字句」に改め、同項第1号中「電気自動車 附則別表第1の第4欄に掲げる字句」を「電気自動車」に改め、同項第2号中「平成30年天然ガス車基準」を「道路運送車両法第41条第1項の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた第138条の2第1項第2号アに規定する排出ガス保安基準で省令附則第5条の2第1項に規定するもの」に、「又は平成21年天然ガス車基準」を「又は第138条の2第1項第2号イに規定する平成21年天然ガス車基準（以下この号において「平成21年天然ガス車基

準」という。)に、「附則第5条の2第7項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句」を「附則第5条の2第2項に規定するもの」に改め、同項第3号中「充電機能付電力併用自動車 附則別表第1の第4欄に掲げる字句」を「充電機能付電力併用自動車」に改め、同項第4号中「平成30年ガソリン軽中量車基準」を「第138条の2第1項第4号ア(ア)aに規定する平成30年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「平成17年ガソリン軽中量車基準」を「同条第1項第4号ア(ア)bに規定する平成17年ガソリン軽中量車基準(次項第1号において「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)」に、「第138条の2第1項第4号ア(イ)」を「同条第1項第4号ア(イ)」に、「この項」を「この項及び次項」に、「令和2年度基準エネルギー消費効率」を「同条第1項第4号ア(ウ)に規定する令和2年度基準エネルギー消費効率(以下この項及び次項において「令和2年度基準エネルギー消費効率」という。)」に、「附則第5条の2第8項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句」を「附則第5条の2第3項に規定するもの」に改め、同項第5号中「平成30年石油ガス軽中量車基準」を「第138条の2第1項第5号ア(ア)aに規定する平成30年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。)」に、「平成17年石油ガス軽中量車基準」を「同条第1項第5号ア(ア)bに規定する平成17年石油ガス軽中量車基準(次項第2号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。)」に、「附則第5条の2第9項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句」を「附則第5条の2第4項に規定するもの」に改め、同項第6号中「平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準」を「第138条の2第1項第6号ア(ア)に規定する平成30年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成30年輕油軽中量車基準」という。)又は同号ア(ア)に規定する平成21年輕油軽中量車基準(次項第3号において「平成21年輕油軽中量車基準」という。)」に、「附則第5条の2第10項に規定するもの 附則別表第1の第4欄に掲げる字句」を「附則第5条の2第5項に規定するもの」に改め、同項第7号から第9号までを削り、同項を同条第2項とし、同条に次の1項を加える。

3 次の各号に掲げる自動車(自家用の乗用車及び自家用の特種用途車を除く。)

に対する第139条第1項第1号及び第5号の規定の適用については、当該自動車

が令和4年4月1日から令和7年3月31日までの間に初回新規登録を受けた場合には、当該初回新規登録を受けた日の属する年度の翌年度分の自動車税の種別割に限り、附則別表第1の第1欄に掲げる規定中同表の第2欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第5欄に掲げる字句とする。

- (1) ガソリン自動車（営業用の乗用車に限り、前項第4号に掲げるものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第6項に規定するもの
- (2) 石油ガス自動車（営業用の乗用車に限り、前項第5号に掲げるものを除く。）のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第7項に規定するもの
- (3) 軽油自動車（営業用の乗用車に限り、前項第6号に掲げるものを除く。）のうち、平成30年輕油軽中量車基準又は平成21年輕油軽中量車基準に適合するものであつて、エネルギー消費効率が令和12年度基準エネルギー消費効率に100分の70を乗じて得た数値以上かつ令和2年度基準エネルギー消費効率以上のもので省令附則第5条の2第8項に規定するもの

附則第6条の10第1項中「又は第4項」を「又は第3項」に、「から第4項まで」を「又は第3項」に改める。

附則第10条の4中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(自動車税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の富山県税条例の規定中自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された自動車に対して課すべき自動車税の環境性能割について適用し、この条例の施行の前日に取得された自動車に対して課する自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

2 この条例による改正後の富山県税条例附則第6条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(税務課)

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和5年3月31日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県条例第25号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項各号列記以外の部分中「第12条第3項の表の第1号の中欄又は第45条第2項の表の第1号の中欄」を「第12条第4項の表の第1号の中欄又は第45条第3項の表の第1号の中欄」に、「第12条第3項の表の第1号の下欄又は第45条第2項の表の第1号の下欄」を「第12条第4項の表の第1号の下欄又は第45条第3項の表の第1号の下欄」に、「第28条の9第10項」を「第28条の9第10項第1号」に改める。

第3条各号列記以外の部分中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

第4条第1項各号列記以外の部分中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」

に、「第12条第3項（同項の表の第2号に係る部分に限る。）又は第45条第2項（同項の表の第2号に係る部分に限る。）」を「第12条第4項の表の第2号又は第45条第3項の表の第2号」に改め、「建物」の次に「（同法第12条第4項の表の第1号の上欄又は第45条第3項の表の第1号の上欄に掲げる地区内において営む半島振興法第17条に掲げる事業の用に供するものを除く。）」を加え、「（第2条の規定による課税免除の適用を受ける者を除く。）」を削る。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後に新設され、又は増築される施設又は設備について適用し、同日前に新設され、又は増設された施設又は設備については、なお従前の例による。

（税 務 課）

